

## データ篇 補足事項

- 当報告書掲載の内容は原則、平成30年4月1日時点の状況、または前年度（平成29年度）実績になります。他の時点を定めている場合は「補足事項」に記しています。  
ただし、指定した回答時点でのデータ集約が難しく、異なる時点によるものも含まれています。正確な数値等が必要な場合は、当該社協に時点をご確認ください。
- 回答がなかったため、空欄表示になっている項目もあります。内容確認については、当該社協にお尋ねください。

## 1 基礎的事項

P.1

### 1) 市町村データ①（人口、世帯数 他）

#### 【人口、世帯数、平均世帯構成人数】

「神奈川県人口統計調査 公表資料（4月1日現在）」による。

#### 【民生委員児童委員：定数/現員数】

当項目については、神奈川県社協地域福祉推進部よりデータ報告。

P.2

### 2) 市町村データ②（障害者手帳所持者数、生活保護世帯数 他）

#### 【各障害者手帳所持者数】

H30年4月1日時点における市町村民のうち、各手帳を所持する人数。

#### 【生活保護率】

非保護実人数（1か月平均）÷総人口×1000 により算出。

単位は‰（パーミル）。

#### ※[障害児相談支援事業所][特定相談支援事業所]について

両事業所については、事業所数が「0」回答でも、他市町村内の事業所（当該市町村より委託）がサービスを提供しているケースもあります。詳しくは当該社協にご確認ください。

P.3

### 3) 職員の配置体制

平成30年6月1日時点における職員体制。

#### 【一般事業職員】

[一般事業職員]には以下のものを対象とする。

①事務局長、②法人運営部門職員、③地域福祉活動専門員等の地域福祉推進部門職員、④ボランティア・市民活動センター職員、⑤福祉サービス利用支援部門職員（日常生活自立支援事業、地域包括支援センター、障害者相談支援事業、生活困窮者自立支援事業、国の委託金・補助金が入っていない相談業務、市町村委託の総合相談窓口、福祉総合相談員）等

#### 【経営事業職員】

[経営事業職員]には以下のものを対象とする。

①介護保険サービス担当職員、②障害福祉サービス担当職員、③前項①②以外の在宅サービス事業担当職員、④会館運営事業担当職員（用務員、会議室管理、売店等担当）、⑤その他の職員（産休・育休・介護休暇中職員、①②以外の入所施設職員、収益事業担当職員、ファミリーサポートセンター担当職員、介護保険認定調査員）等

#### ※「一般事業職員」「経営事業職員」について

多くの社協職員は、複数業務を兼務している状況にあります。よって、上記「一般事業」「経営事業」のいずれかのみに従事している職員ばかりではありません。厳密な仕分けによる人数配分とは限らないことを、予めご了承ください。

**【正規、非正規、常勤、非正規非常勤】**

[正規職員]とは、雇用期間の定めがなくフルタイム勤務の者。

[非正規職員]とは、雇用期間に定めのある者。

[常勤]とは、フルタイム勤務の者。ここでいう「フルタイム」とは、当該職場における[正規職員]に設定されている勤務形態。それよりも少ない時間、日数で雇用契約を結んでいる場合は[非常勤]。

※「市町村データ」「職員の配置体制」について

《個票篇》では経年比較データを掲載しています。併せてご参照ください。

P.4~5

4) 職員の資格取得状況①~②

平成30年6月1日時点における職員状況。

1人の職員が複数資格を有している場合は、複数計上。

当報告において「旧ホームヘルパー2級、1級、介護職員基礎研修修了者」については[介護職員初任者研修修了者]に含めて計上。

P.6~8

5) 基本理念・基本目標、本年度の重点事業項目

平成30年度の事業運営に関するもの。

**2 地域福祉推進部門**

P.9

1) 各計画の策定状況①（地域福祉活動計画、地域福祉計画、社協発展強化計画）

各計画の[計画期間]に平成30年度が含まれるものについて。

**【一体策定の有無】**

地域福祉活動計画と地域福祉計画が一体的に策定されたか否か。

P.10

1) 各計画の策定状況②（地区社協等活動計画、その他）

**【地区社協等の数(A)】**

地区社協の設置がない場合は、連合や自治会等、市町村域より小さな圏域（小地域、日常生活圏域）における組織を対象として回答。

※「地区社協」とは

地区社協とは、地域住民が自発的に、より暮らしやすい地域づくりを目指して福祉課題の解決等に取り組む団体です。構成員としては、民生委員や社会福祉推進員、ボランティア等の地域福祉活動関係者、町内会・自治会等の住民組織等、様々な個人、団体が挙げられます。このように地区社協は任意組織のため、設置していない地域もあります。当項目では、地区社協の設置がない場合は、小地域で福祉活動に携わっている団体に置き換えての回答となっています。地区社協の設置状況等の詳細については、当該社協にご確認ください。

**【社協の参画状況】**

地区社協等活動計画に市町村社協が参画をしている場合、[策定への参画][進行管理への参画][策定、進行管理ともに参画][その他]より選択回答。

[その他]を選択した場合は、具体的な参画状況を【「その他」の場合】にて回答。

P.11

2) 小地域福祉活動推進組織

**【市町村社協の支援内容】**

小地域福祉推進活動組織に対し、[広報紙発行]の支援、[助成金・補助金]の交付、[研修・講座]の開催、[行事支援]を市町村社協が行った実績の有無を回答。

P.12

3) 生活支援体制整備事業

**【事業の受託 有無】**

行政より市町村社協が事業を受託している場合は[○]、H30年4月1日の時点で受託予定となっている場合は[□]、受託なし（予定もなし）の場合は[×]を選択回答。

**【第1層/第2層 生活支援コーディネーターへの職員配置】**

事業受託の有無に関わらず、市町村社協職員を生活支援コーディネーターとして配置しているか否か。[○]はあり、[□]は配置準備中、[×]はなし。

**【第1層/第2層 協議体への職員参加】**

事業受託の有無に関わらず、市町村社協職員が協議体の構成員として参加しているか否か。[○]はあり、[□]は参加準備中、[×]はなし。

**【第1層/第2層 協議体運営事務局対応】**

事業受託の有無に関わらず、市町村社協が協議体運営の事務局としての対応をしているか否か。[○]はあり、[□]は対応準備中、[×]はなし。

※[生活支援体制整備事業]について

年々当事業への取り組みが進んできている中、行政からの事業受託の有無には拘らず、社協としての事業への関わり方の概要を把握するために設定した調査項目です。各市町村の状況により取り組み方も様々ですので、詳細については行政や社協の発信等でご確認ください。

P.13~17

4) 居場所づくり（サロン/ミニデイ/認知症カフェ/子ども食堂）

・9つの種別（高齢者サロン/ミニデイ、障害児・者サロン/ミニデイ、複合型サロン/ミニデイ、子育てサロン、認知症カフェ、子ども食堂）について、市町村社協が「平成29年度中の設置運営を把握しているもの」の数、運営状況等の回答。

・「サロン/ミニデイ」については、名称による分類ではなく、以下に示す内容に照らし合わせ、より近い内容のものに設置数を計上。一つで複数の機能を併せ持つ場合は、それぞれに計上している。

・各「居場所」ごとに、[設置主体][運営主体][担い手][運営財源][対象要件]が同じものは同系統としてまとめて[設置数]として回答。

・常設ではなく期間限定や、イベント当日のみに開設運営したものでも、実績として計上して可としている。

「サロン」：地域住民が気軽に集まり、お茶会、手作業などを通じて交流を深め、生きがいづくりや地域のつながりを強めること等を目的とする場。

「ミニデイ」：心身機能の維持向上を目的とした活動が設定されており且つ、「サロン」同様、地域住民の交流の場。

「複合型」：参加対象を高齢者、障害者、子ども等、限定しない全世代向けのサロン、ミニデイ

「認知症カフェ」：認知症の人やその家族、専門家、地域住民が交流、情報交換等を行うことができる場。高齢者か若年性かの区別は問わない。

「子ども食堂」：地域の子どもや親子に対し、無料または安価で食事を提供。地域の大人による見守りや、遊びを通して交流を図る場でもあり、子どもがひとりでも安心して利用できるコミュニティ。

※種別ごと設置数の総計

高齢者		障害児・者		複合型	
サロン	ミニデイ	サロン	ミニデイ	サロン	ミニデイ
878	207	16	1	286	2

子育て サロン	認知症 カフェ	子ども 食堂
187	25	42

P.18

5) 当事者組織の運営支援①～②（組織の参加対象）

【当事者組織】

- ・「当事者組織」のほか、セルフヘルプグループ（自助グループ）、本人の会とも称するケースあり。
- ・同じ境遇や苦しみ、問題を抱えている人々がそれを分かち合い、支え合い、状況の改善を図ることを目的に自発的に集い、活動する団体。一般的に命や生活に係わる困難な状況にあることが多く、単に「同じ立場の人々の会」ではないことに留意。
- ・参加者はその事象の当事者（本人）、または当事者（本人）の家族やパートナー等。いずれかに限定しているものや、当事者（本人）と家族等が同席できる会もあり。
- ・当調査においては、社協が組織化したものか否かに関わらず、社協が何らかの活動支援をしている当事者組織について、その参加対象を回答。支援実績がない場合は[×]と回答。

【当事者】：当事者（本人）のみが参加対象

【家族】：当事者（本人）の家族やパートナーのみが参加対象

【両者】：当事者（本人）およびその家族等の両者が参加対象

- ・「老人クラブ」「婦人会」「連絡協議会」「スポーツ団体」等は対象としないこととする。

※当事者組織別、参加対象別集計

参加対象	要援護 高齢者	認知症 高齢者	若年性 認知症	ひとり親 母子	ひとり親 父子	子育て 家庭	ひき こもり
当事者	1	1	0	4	0	0	1
家族	4	5	2	1	0	0	0
両者	3	4	4	10	3	5	2
<b>合計</b>	<b>8</b>	<b>10</b>	<b>6</b>	<b>15</b>	<b>3</b>	<b>5</b>	<b>3</b>

参加対象	身体障害 児者	知的障害 児者	精神障害 児者	発達障害 児者	気分 障害者	アダルト チルドレン	アルコール 薬物依存
当事者	9	2	1	0	0	0	4
家族	3	6	4	4	0	0	1
両者	11	15	7	8	1	1	2
<b>合計</b>	<b>23</b>	<b>23</b>	<b>12</b>	<b>12</b>	<b>1</b>	<b>1</b>	<b>7</b>

参加対象	犯罪 被害者	遺族会
当事者	0	2
家族	0	3
両者	1	6
<b>合計</b>	<b>1</b>	<b>11</b>

P.19

【その他①、②、③】

P.18の[要援護高齢者]～[遺族会]以外で、社協が何らかの活動支援をしている当事者組織があれば、その[属性]（概要）と参加対象を回答。

P.20

5) 当事者組織の運営支援③（活動支援内容）

【活動支援内容】

[活動場所関連]：活動場所の提供、紹介等

[備品関連]：活動場所備え付け以外の備品（印刷機、ロッカー、メールボックス等）の貸し出し等。

[広報関連]：機関紙等、社協発信の媒体への記事掲載、チラシ等の配架掲示、イベント協力等

[運営関連]：運営相談、組織間の交流会設定等

[助成金]：適用可能な助成金の設定

[その他の支援体制、当事者組織への活動支援に関する取り組み等]：上記（活動場所～助成金）以外の支援体制があれば回答。他、当事者組織の活動支援に関する社協の取り組み等、補足事項があれば。

P.21

6) 住民を対象とする研修等①（研修・講座）

いずれも社協が主催、共催として企画実施されたものについて回答。

**【研修・講座】**

各項目の役割を担う人材の養成等、基礎的な内容からフォローアップ、スキルアップ等の実践的、発展的内容全般を対象として、研修・講座の実施の有無について回答。

ひとつの研修で複数要素を含む場合は、それぞれについて[○]として回答。

[地区社協等、小地域福祉活動者関連]：地域福祉コーディネーター、CSW以外で、小地域で福祉活動を行う人の養成やスキルアップ等に関する研修・講座。

P.22 6) 住民を対象とする研修等②（講習会・福祉教育）

**【講習会】**

実技、技能の習得を目的とするもの。

**【福祉教育】**

福祉意識の向上を図ることを目的とするもの。体験学習はこれに含めて回答。

[児童・生徒対象]：幼児～高校生を対象としたもの。

[一般対象]：対象を子どもに限定せずに実施したもの。親子参加の企画についてはこちらに含めて回答。

P.23 7) 住民を対象とする広報啓発活動①（刊行物）

**【年間発行総部数】**

複数の定期刊行物がある場合は、それも含めた全ての定期刊行物の年間総発行部数。発行1回ごとの発行部数ではないことに注意。

※[主な配布方法：全戸配布]について

全戸への配布を目指しながら、様々な状況により、全戸への配布ができていないケースも含まれています。ご承知置きください。

P.24 7) 住民を対象とする広報啓発活動②（webの活用）

**【テレビ/ラジオ】**

情報発信の手段としてテレビ、ラジオを活用した実績の有無について回答。

ケーブルテレビ、コミュニティラジオも含む。単発の機会でも、社協として取材を受け、事業等の情報発信として活用できた場合も対象として可。職員個人に関する取材対応については対象外。

※[webの活用]について

各市町村社協とも、公式ホームページを立ち上げ、様々な発信をしています。当調査項目ではホームページの開設、活用は各社協が実施済みのため、それ以外のツールに絞り、活用状況を調査しました。各社協の公式ホームページのURLにつきましては、《個票篇》の各社協ページに掲載しています。

P.28 10) ボランティアセンターの状況①（職員体制）

平成30年6月1日時点における、職員体制。

**【①VC担当（管理職以外）】**

ボランティアセンター（以下、VC）業務担当職員（管理職以外）の配置状況について、専任職員、兼務職員の人数を回答。常勤、非常勤は問わない。

[専任]はVC業務のみに従事している、[兼務]は他の業務にも従事しながらVC業務も対応している状況を指す。

**【②VC担当（管理職等）】**

[管理職等]とは課長職以上の役職者を指す。ただし、社協全体を統括する事務局長、事務局次長はVCの管理職に含めない。①同様、当該業務を担当する管理職等の配置状況について専任、兼務の人数を回答。

**【①の職員についてコーディネート、相談業務担当】**

ボランティアコーディネート、ボランティア関連相談業務を専任で対応する職員（管理職等以外）の配置状況を回答。

当項目での[専任]とは【①VC担当（管理職以外）】で計上された職員（「VC業務」専任、兼務を問わない）が、VC業務に従事する際にはコーディネートや相談業務のみを担当していること、[兼務]はVC業務のコーディネート、相談業務以外のVC業務も兼ねて対応していること。

例：「VC業務と総務業務を兼務しているが、VC業務についてはボランティアコーディネートのみを担当している場合」→当項目では「専任」と回答。

**※ボランティアセンターの職員体制について**

《個票篇》ではボランティアセンター関連の調査項目をピックアップしてまとめたコンテンツがあります。併せてご参照ください。

P.29

10) ボランティアセンターの状況②（設置状況 他）

**【センター（コーナー）の有無】**

VC業務を行う専用の施設、コーナーの有無について回答。

**【ボランティア（団体）連絡協議会】**

VCに関わるボランティアやボランティアグループ、NPO等による、連絡調整・協働のための連絡協議会等。

**【ボランティア登録制】**

社協がボランティアを行う個人または団体に対し、VCへの登録制をとっているか否か。

P.30

10) ボランティアセンターの状況③（把握状況 他）

**【ボランティア把握状況】**

登録制により把握している人数等。または

- ・活動紹介や斡旋のための登録
- ・施設利用のための登録
- ・事業、行事への参加登録や申し込み
- ・ボランティア活動保険加入

等の状況により、団体名や個人名を把握している数を回答。

また、上記のような記録が残ってなくても「団体名や氏名、および主な活動内容」を知っていることも把握数に含めて可とする。



※ボランティア把握状況について

《個票篇》では経年比較データを掲載しています。併せてご参照ください。

**【ボランティアポイント制度：導入状況】**

- [○]：導入済み
- [□]：導入準備中
- [×]：導入なし

P.34 11) 災害に関する取り組み②（協定、支援実績 他）

**【災害に関する協定：協定の有無】**

神奈川県社協との協定については、当項目の対象外。

**【独自の被災地支援】**

現地への職員派遣を含む、経済的支援以外の実績について回答。

**【BCP（事業継続計画）の有無】**

災害や事故等が発生した場合でも社協の基幹事業が継続して行える、または早期に事業を再開するための行動計画の有無について回答。

- [○]：策定済み
- [□]：検討中
- [×]：なし

P.37 13) 助成事業の実施

ボランティアグループ、当事者団体等を対象とする助成事業について回答。  
地区社協等の小地域活動組織への助成は回答対象外。

### 3 在宅福祉サービス及びサービス利用支援事業

P.41～43 1) 介護保険関連事業①～③

- [○]：指定事業者として実施
- [△]：基準該当事業者として実施
- [×]：実施なし

P.44 2) 介護保険サービス以外の在宅福祉サービス等①（在宅福祉サービス）

**【食事サービス：食事の方法】**

[配食型] [会食型] [配食・会食]より選択回答。

P.46 3) 地域包括支援センター

**【設置の有無：基幹型センター/機能強化型センター】**

市町村における基幹型、機能強化型センターの有無を回答。施設としての有無に限らず、その機能を持つ場合についても有として回答。

P.47～49 4) 障害者（児）自立支援給付事業①～③

- [○]：指定事業者として実施
- [△]：基準該当事業者として実施
- [□]：市町村自治体が事業者で社協が受託して実施
- [×]：実施なし

- P.51 5) その他の障害者福祉関係事業  
各項目について、平成30年4月1日の時点で、事業として設定されているか否かを回答。
- P.52 6) 子ども・子育て家庭を対象とした事業  
各項目について、平成30年4月1日の時点で、事業として設定されているか否かを回答。ただし、[障害児の通学支援事業]については以下参照。  
**【障害児の通学支援事業】**  
平成30年4月1日の時点において、事業として設定されているか否かを回答。  
うち、[移動支援事業][ボランティア（個人・団体）]項目については、前年度実績について以下のとおり回答。  
[○]:平成29年度[障害児の通学支援事業]実施で、かつ当該実施実績あり。  
[×]:平成29年度[障害児の通学支援事業]実施でも、当該実施実績はなし。  
[-]:平成29年度[障害児の通学支援事業]実施なし。
- P.53 7) 日常生活自立支援事業等、権利擁護関係事業の実施状況  
**【日常生活自立支援事業利用者数/法人後見事業の実施】**  
当2項目については、神奈川県社協権利擁護推進部よりデータ報告。  
[日常生活自立支援事業利用者数]には、福祉サービス利用援助・日常的金銭管理サービス、書類預かりサービス利用者数を含む。
- P.54 8) 生活福祉資金の貸付件数  
当項目については、神奈川県社協地域福祉推進部よりデータ報告。
- P.54 9) 相談事業  
**【総合相談の実施】**  
地域（市町村域および市庁舎圏域）において、相談・支援組織、リーディング組織、住民の福祉活動、その他関係者の連携・協働により可能な限り住民の相談を受け止め、切れ目のない支援につなぐべく対処する体制の有無について回答。  
**【相談機関のネットワーク（会議）】**  
相談支援機関、専門機関等、外部機関のネットワークの有無。連絡会を設置している、研修会の機会がある、支援機関間で定期的に情報交換する場がある、等。

## 4 法人運営部門

- P.55 1) 事業所  
**【事業所の場所】**  
個票篇に掲載されている所在地についての回答。

**※市町村社協の事務所について**

当報告では「主たる事業所」の所在地を各社協の個票に掲載し、その事業所がどのような場所にあるかを当項目で回答しています。市町村社協の事業所が複数ヶ所に分かっている場合もありますので、詳細は各社協のホームページ等でご確認ください。

- P.58 4) 会長・常務理事・事務局長
- P.59～60 5) 理事の属性別人数
- P.60～61 6) 評議員の属性別人数
- P.62 7) 監事の属性  
4)～7) はいずれも平成30年6月1日時点における状況。
- P.63 8) 理事会・監事会・評議員会の運営、職種別の給料表、人事考課制度  
**【業務執行理事の選定の有無】**  
業務執行理事とは、理事会の決定に基づき法人の内部的業務を執行する理事として選定された者。
- P.64 9) 各種規程の整備①  
**【役員報酬の設定】**  
役員報酬規程等に定められた報酬の設定内容を回答。
- ※費用弁償について

当項目では、基本的に「役員報酬規程」等で定めた「報酬」について回答をいただいています。「費用弁償」は報酬とは異なるため、費用弁償のみ支給の場合は原則として空欄や「なし」「0円」として掲載しています。なお、規程等に費用弁償に関する設定がなされていて、当項目へ金額の掲載をしているケースもあります。詳しくは当該社協へご確認ください。
- P.65 10) 苦情相談への対応  
**【苦情相談】**  
市町村社協が設置している苦情相談窓口における相談等、該当年度ごとの受理件数。相談完了か否かについては不問。
- ※苦情相談対応について

当項目は前回調査時より長期間経過していることから、直近3年分の状況を調査しています。

神奈川県社協のホームページ上では、かながわ福祉サービス適正化委員会が実施した「福祉サービス事業者における 苦情解決体制整備状況に関するアンケート調査報告書（平成29年1月）」が掲載されています（平成31年1月現在）。

苦情相談対応の参考に、ご参照ください。

〈掲載URL〉

神奈川県社会福祉協議会>かながわ福祉サービス運営適正化委員会 > かながわ福祉サービス運営適正化委員会のご案内> 調査報告書等について

[http://www.knsyk.jp/s/tekiseika/tyousa\\_houkoku.html](http://www.knsyk.jp/s/tekiseika/tyousa_houkoku.html)
- P.67～68 12) 自主財源獲得事業①②  
税法上の収益事業に限らず、該当項目の有無および平成29年度の収益実績を回答。

P.69

13) 社会福祉士等、現場実習指導等について

**【社会福祉士現場実習/実習受入有無】**

平成29年度の社会福祉士現場実習の受け入れ実績の有無。

**【社会福祉士現場実習/実習指導者講習会修了者人数】**

平成30年6月1日時点の在籍社協職員のうち、当講習会を修了した人数。受講年度は不問。

**【社会福祉士現場実習/実習指導者講習会受講予定職員の有無】**

平成30年6月1日時点の在籍社協職員のうち、平成30年度中に当講習会の受講を予定している者がいる場合は「○」、いない場合は「×」、未定の場合は「△」。

**【その他、現場実習の受け入れ】**

社会福祉士現場実習以外で、平成29年度受け入れ実績について回答。